

平成18年度決算を審査

一般会計決算

特別委員会では不認定
本会議において認定

今定例会では、市長から平成十八年度の一般会計及び下水道事業、大船駅東口市街地再開発事業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、公共用地先行取得事業、介護保険事業の六特別会計決算の認定議案が提出されました。

決算等審査特別委員会の設置

議会は、九月七日の本会議において、委員十名からなる平成十八年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会（以下「特別委員会」といふ）を設置しこれらの審査を付託しました。

特別委員会では、九月十八日から十月三日まで担当部課への質疑を行った後、十月四日には市長、副市長、教育長に出席を求め、重要な問題について、その見解をたずねたり、延べ十二日間にわたる審査を行いました。

決算審査の着目点
特別委員会では、議会の指摘事項がどう反映されたか、平成十八年度から始まった第三次鎌倉市総合計画第二期基本計画前期実施計画の諸施策がどう遂行されたかなどを点

を中心に審査を行いました。特別委員会では一般会計決算を不認定
特別委員会では十月四日に採決を行い、一般会計決算を賛成少数により不認定、下水道事業、大船駅東口市街地再開発事業、国民健康保険事業、老人保健医療事業及び介護保険事業の五特別会計決算を賛成多数で認定、公共用地先行取得事業特別会計決算を総員の賛成で認定しました。



採決前の決算等審査特別委員会

◆**職員の適正配置と技術の継承**
労働環境に格差が生じないよう業務量に応じて職員配置を見直すとともに、団塊の世代の退職や職員不採用により職員の年齢構成に空白が生じている中で、技術が着実に継承される体制を整備するよう、また、管理職になる意欲を喚起するよう改革を求める。

◆**高等学校等奨学生に対する奨学金について**
予算措置による定員枠があり、給付対象者となる所得制限内でも給付されないなどの給付方法のあり方、また、教育振興会へ負担金により支援しているにもかかわらず、通信制の生徒は給付対象から除外されていることについて、今後、弾力的な対応を求める。

◆**委員報告に続き討論が行われ、その後、採決を行い、一般会計決算を賛成多数により認定しました。また、下水道事業、大船駅東口市街地再開発事業、国民健康保険事業、老人保健医療事業及び介護保険事業特別会計決算を多数の賛成により、公共用地先行取得事業特別会計決算を総員の賛成により、特別委員会の結果と同様に認定しました。**

決算等審査特別委員会委員

委員長	早稲田 夕季 (民主党鎌倉市議会議員団)
副委員長	吉岡 和江 (日本共産党鎌倉市議会議員団)
委員	納所 輝次 (公明党鎌倉市議会議員団)
"	石川 寿美 (神奈川ネットワーク運動・鎌倉)
"	本田 達也 (自由民主倶楽部)
"	山田 直人 (民主党鎌倉市議会議員団)
"	高野 洋一 (日本共産党鎌倉市議会議員団)
"	伊東 正博 (鎌倉同志会)
"	岡田 和則 (民主党鎌倉市議会議員団)
"	森川 千鶴 (神奈川ネットワーク運動・鎌倉)

議決された条例関係議案

今定例会に、市長から条例の一部改正議案が五件提出され、議会はこれらを総員の賛成により可決しました。主な議案の内容は次のとおりです。

◎**鎌倉市職員の退職手当に関する条例**
雇用保険法等の一部を改正する法律が公布され、雇用保険の受給資格要件等が変更されたことに伴い、失業者が退職手当の支給を受けるために必要な勤続期間を、現行の六月以上から、原則として十二月以上あることを要件とするなど、所要の規定の整備をしようとするものです。

◎**新信託法の制定などにより地方税法が改正されたことに伴い、法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人で、市内に事務所または事業所を有するものを、新たに法人税割の納税義務者とし、人格なき社団等で法人課税信託の引き受けを行うものを法人とみなして、法人に関する規定を適用するとともに、法人課税信託の受託法人については法人市民税の軽減税率の適用外とするなど、規定の整備をしようとするものです。**

補正予算

今定例会で、議会は平成十九年度鎌倉市一般会計補正予算案を総員の賛成により可決しました。

この補正予算は、歳入歳出いずれも四千九百八十万円を追加するもので、これにより補正後の総額は五百四十七億三千九百九十九万となり、補正の内容は、歳出では、市県民税システム改修業務委託の経費、障害者自立支援法に係るシステム改修の経費、障害者の通所施設の送迎費に係る補助金、境界査定立会等委託の経費、消防団員退職報償金負担金、史跡永福寺跡地の発掘調査等作業委託の経費などを追加し、歳入では、県支出金及び前年度繰越金を追加するものです。

また小町通り電線共同溝設置等委託事業に係る債務負担行為の期間と限度額の補正が内容となっています。

損害賠償請求 控訴事件について

◎**鎌倉市市税条例**
新信託法の制定などにより地方税法が改正されたことに伴い、法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人で、市内に事務所または事業所を有するものを、新たに法人税割の納税義務者とし、人格なき社団等で法人課税信託の引き受けを行うものを法人とみなして、法人に関する規定を適用するとともに、法人課税信託の受託法人については法人市民税の軽減税率の適用外とするなど、規定の整備をしようとするものです。

◎**本議案は、この判決が国税の過大納付分の損害を市に補填させるという前例のないもので、他の地方公共団体に影響を及ぼす重大な内容であることや、相続税法の解釈に誤りがあると判断されることなどから、最高裁判所に上告しようとするものです。**

名誉市民の 称号の贈呈

鎌倉市名誉市民は、学術・技芸・その他文化の振興及び地方自治の進展に貢献し、その功績が卓越し、広く市民から尊敬を受ける方に対して贈られる称号です。議会では、次の三名の方へ名誉市民の称号を贈呈する議案を、総員の賛成により可決しました。

- (音楽評論家) 吉田 秀和氏
雪ノ下在住
大正二年九月生
- (金属造形作家) 蓮田修吾氏
大町在住
大正四年八月生
- (日本画家) 平山 郁夫氏
二階堂在住
昭和五年六月生

全員協議会 生ごみの資源化について

十月九日の今定例会閉会後、議会全員協議会を開催し、市から「生ごみの資源化について」の報告を受けました。

◎**生ごみ資源化施設の建設候補地の変更について**
平成十八年五月に候補地として決めた名越グリーンセンター隣接地約三〇〇〇平方メートルのうち、約三分の二に当たる民有地の取得交渉が難航する中、今年度、施設規模や機能について詳細な情報を収集した結果、景観地区指定や世界遺産登録への影響が懸念され、最高裁判所に上告しようとするものです。

委員会構成の変更

◎**議会運営委員会**
前川綾子議員が委員を辞任し、早稲田夕季議員が委員に選任されました。

◎**自治基本問題調査特別委員会**
野村修平議員が委員を辞任し、中村聡一郎議員が委員に選任されました。

◎**調査特別委員会**
山田直人議員が委員に選任されました。

◎**議会広報委員会**
作り上げてきたこの中継システムは、本会議をリアルタイムで公開することにより、可能な限り議会情報の提供を行うようとするものです。

◎**議会広報委員会**
なかなかに議会の傍聴に来られないという方も自宅などでいつでも本会議の様子がわかるようになり、ぜひご覧ください。

◎**議会広報委員会**
委員 納所 輝次
副委員長 山田 直人
委員 萩原 栄枝
委員 前川 綾子
委員 高野 洋一
委員 高橋 浩司

◎**人権擁護委員**
人権擁護委員の任期満了に伴う候補者として、次の方を推薦することについて、総員の賛成により同意しました。

- 吉村信彦氏 (笹目町在住)
- 小山昌幸氏 (材木座在住)

編集後記

九月定例会より鎌倉市議会のホームページから本会議のインターネット生中継が始まりました。また市役所ロビーや鎌倉生涯学習センター、各支所のロビーのテレビでも生中継が利用できるようになりました。さらに本会議数日後には録画したものがパソコン画面上で場面を選んで見られます。九月定例会は会議日程の都合で会期が延長され、予定より本会議が多く開かれましたので、中継配信も予定より多くなりました。